

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)

**第十九条** 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

(独立行政法人自動車技術総合機構法の一部改正)

**第二十条** 独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の五第一項の下に「及び第九十九条の三第八項」を加える。

第十二条第一号中「適合するかどうか」の下に「並びに同法第九十九条の三第一項の許可の申請をした者及び同項の許可を受けた者が同項に規定する特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうか」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)

**第二十一条** 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百十三号第二項第一号口中「第二百二条第四項ただし書」を「第二百二条第五項ただし書」に改める。

(総合特別区域法の一部改正)

**第二十二条** 総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十二号の二第一項中「道路運送車両法」を「同法」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改め、同条第三項中「記入して」を「記録して」に改め、同条第四項中「同法第六十六条第二項第二号」を「同法」に改め、同条第七項第二号中「第四十一条各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同条第十項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備事業の」を「自動車特定整備事業の」に改め、同条第十二項の表第七十八条第四項の項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改め、同表第八十条第一項第二号の項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同表第一百条第一項の項中「第十三号」を「第十五号」に改め、同表第一百条第二項の項中「前項第十三号」を「前項第十五号」に改める。

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
 総務大臣 石田 真敏  
 財務大臣 麻生 太郎  
 国土交通大臣 石井 啓一  
 環境大臣 原田 義昭

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律

目次

**法律第十五号**

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 表題部所有者不明土地の表題部所有者の登記

第一節 登記官による所有者等の探索(第三条―第八条)

第二節 所有者等探索委員による調査(第九条―第十三条)

第三節 所有者等の特定及び表題部所有者の登記(第十四条―第十六条)

第四節 雑則(第十七条・第十八条)

内閣総理大臣 安倍 晋三

第三章 所有者等特定不能土地の管理(第十九条―第二十九条)

第四章 特定社団等帰属土地の管理(第三十条)

第五章 雑則(第三十一条―第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条・第三十五条)

附則

**第一章 総則**

(目的)

**第一条** この法律は、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化を図るため、登記官による表題部所有者不明土地の所有者等の探索及び当該探索の結果に基づく表題部所有者の登記並びに所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理に関する措置を講ずることにより、表題部所有者不明土地に係る権利関係の明確化及びその適正な利用を促進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「表題部所有者不明土地」とは、所有権(その共有持分を含む。次項において同じ)の登記がない一筆の土地のうち、表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないもの(国、地方公共団体その他法務省令で定める者が所有していることが登記記録上明らかであるものを除く。)をいう。

2 この法律において「所有者等」とは、所有権が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団(以下「法人でない社団等」という)を含む。)をいう。

3 この法律において「所有者等特定不能土地」とは、第十五条第一項第四号イに定める登記がある表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の共有持分について当該登記がされている場合にあっては、その共有持分)をいう。

4 この法律において「特定社団等帰属土地」とは、第十五条第一項第四号ロに定める登記がある表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の共有持分について当該登記がされている場合にあっては、その共有持分)であって、現に法人でない社団等に属するものをいう。

5 この法律において「登記記録」、「表題部」又は「表題部所有者」とは、それぞれ不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第五号、第七号又は第十号に規定する登記記録、表題部又は表題部所有者をいう。

**第二章 表題部所有者不明土地の表題部所有者の登記**

**第一節 登記官による所有者等の探索**

(所有者等の探索の開始)

**第三条** 登記官は、表題部所有者不明土地(第十五条第一項第四号に定める登記があるものを除く。以下この章において同じ)について、当該表題部所有者不明土地の利用の現況、当該表題部所有者不明土地の周辺の地域の自然的社会的諸条件及び当該地域における他の表題部所有者不明土地の分布状況その他の事情を考慮して、表題部所有者不明土地の登記の適正化を図る必要があると認めるときは、職権で、その所有者等の探索を行うものとする。

2 登記官は、前項の探索を行うときは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

(意見又は資料の提出)

**第四条** 前条第二項の規定による公告があったときは、利害関係人は、登記官に対し、表題部所有者不明土地の所有者等について、意見又は資料を提出することができる。この場合において、登記官が意見又は資料を提出すべき相当の期間を定め、かつ、法務省令で定めるところによりその旨を公告したときは、その期間内にこれを提出しなければならない。